

平成9年2月3日付け基発第65号「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（抜粋）

第1 認定基準

1 対象とする疾病

本認定基準が対象とする疾病は、上肢等に過度の負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害（以下「**上肢障害**」という。）である。

上肢障害の診断名は多様なものとなることが考えられるが、代表的なものを例示すれば、上腕骨外(内)上顆炎、肘部管症候群、回外(内)筋症候群、手関節炎、腱炎、腱鞘炎、手根管症候群、書痙、書痙様症状、**頸肩腕症候群**などがある。

2 認定要件

次のいずれかの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められる**上肢障害**は、労働基準法施行規則別表第1の2第3号3又は5に該当する疾病として取り扱うこと。

- (1) 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
- (2) 発症前に荷重な業務に就労したこと。
- (3) 過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。

第2 略

第3 認定に当たっての留意事項

1 認定に当たっての基本的な考え方について

上肢作業に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因(例えば年齢、素因、体力等)や日常生活要因(例えば家事労働、育児、スポーツ等)が関与している。

また、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在している。

したがって、これらの要因をも検討した上で、上肢作業者が、業務より上肢を過度に使用した結果発症したと考えられる場合には、業務に起因することが明らかな疾病として取り扱うものである。

2 診断名について

上肢障害の診断名は、多様なものとなることが考えられることから、記の第1の1に例示した以外の疾病についても、**上肢障害**に該当するものがあることに留意すること。

なお「**頸肩腕症候群**」は、出現する症状が様々で障害部位が特定できず、それに対応した診断名を下すことができない不定愁訴等の特徴とする疾病として狭義の意味で使用しているものである。

また、頸部から肩、上肢にかけて何らかの症状を示す疾患群の総称としての「**頸肩腕症候群**」については、診断法の進歩により病像をより正確にとらえることができるようになったことから、できる限り症状と障害部位を特定し、それに対応した診断名となることが望ましいが、障害部位を特定できない「**頸肩腕症候群**」を否定するものではないこと。

3及び4 略

5 類似疾病との鑑別について

上肢障害には、加齢による骨・関節系の退行変性や関節リウマチ等の類似疾病が関与することが多いことから、これが疑われる場合には、専門医からの意見聴取や鑑別診断等を実施すること。

なお、**上肢障害**と類似の症状を呈する疾病としては、次のものを原因とする場合が考えられるが、これらは**上肢障害**には該当しない。しかしながら、これらに該当する疾病の中には、**上肢障害**以外の疾病として、別途業務起因性の判断を要するものもあることに留意すること。

- (1) 頸・背部の脊椎、脊髄あるいは周辺軟部の腫瘍
- (2) 内臓疾患に起因する諸関連痛
- (3) 類似の症状を呈し得る精神医学的疾患
- (4) 頭蓋内疾患

6 略

○労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日厚生省令第二十三号）

別表第一の二（第三十五条関係）

三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病

- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
- 3 さく岩機、鋏打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
- 4 せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は**頸肩腕症候群**
- 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病